

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記 1 のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 2～4 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 放送設備修繕にあたり、物品の搬入設置、必要な配線及び移動調整を適確に実施できる者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 愛媛県内に事業所を有すること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書(案)、仕様書、会計規則、特例規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、本件仕様書等について疑義がある場合は、別記 3 に掲げる照会先に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接に又は郵便(書留郵便に限る。)により提出しなければならない。加入電話、電報、テレコピー、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札の日時及び場所は、別記 2 のとおり。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出し

なければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。

ア 業務名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- (6) 入札参加資格者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (7) 入札参加資格者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (8) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (9) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (10) 提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (12) 入札参加資格者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (13) 入札金額は、本件業務に要する一切の諸経費(本件業務にかかる費用のほか、保険料、関税、契約付帯条件等引渡しに要する費用等)を含めて、入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書(案)及び仕様書の内容を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (15) 開札の日時及び開札の場所は別記2のとおりとし、開札は即時開札とする。
- (16) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (17) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(16)の立会職員以外の者は入室することがで

きない。

(18) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。

(19) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。

(20) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者

(21) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。

(22) 予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、2回を限度として再度の入札を行う。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積もりに移行するものとする。

4 入札保証金

(1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

(2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。

(3) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

(1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書

(2) 本件業務名及び入札金額のない入札書

(3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書

(4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理人であることが委任状その他で確認されたものを除く。）

(5) 本件業務名等の名称に重大な誤りのある入札書

(6) 入札金額の記載が不明確な入札書

(7) 入札金額の記載を訂正した入札書

(8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札書

- (9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内の最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合においてくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。
ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まれない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

10 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件並びに本件購入物品等に係る技術仕様等について、開札日の前日までに入札参加

者の負担において完全な説明をしなければならない。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県立北条高等学校長が必要と認めた場合、納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを説明しなければならない。
- (3) 入札参加者またはその代理人は、入札公告日から開札日までの間に事務の手續上知り得た各種情報を、開札日以降も外部に一切漏らしてはならない。

11 入札参加資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先

愛媛県立北条高等学校 事務室

〒799-2493 愛媛県松山市北条辻 600 番地 1

電話 089-993-0333

12 その他必要な事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件業務に要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関する照会先は、別記3のとおり

別記

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立北条高等学校放送設備修繕業務

(2) 整備物品及び数量

放送設備修繕業務 一式

(3) 業務の内容等

入札説明書による

(4) 履行期限

令和4年12月28日(水)

(5) 履行場所

愛媛県松山市北条辻600番地1 愛媛県立北条高等学校

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年8月26日(金) 午前11時00分

(2) 場所 愛媛県立北条高等学校 第一教棟 会議室

3 照会先

愛媛県松山市北条辻600番地1

愛媛県立北条高等学校 事務室

電話 089-993-0333

4 事前に提出する書類等

(1) 入札参加資格確認のため事前に提出する書類

入札参加資格確認申請書

(2) 提出場所

3に掲げる場所へ、持参又は郵便により提出すること。

(3) 受領期間

公告日から令和4年8月22日(月)(8月12日(金)、15日(月)、16日(火)及び土日・祝日を除く)の執務時間中(執務時間:午前8時15分から午後4時45

分。以下同じ)。

(4) 入札参加資格の可否の通知

入札参加の可否について、令和4年8月24日(水)午後4時45分までに通知する。

5 本件に関する質問

公告日から令和4年8月22日(月)(8月12日(金)、15日(月)、16日(火)及び土日・祝日を除く)の執務時間中に、3に掲げる場所へ指定の質問書により持参又は郵送により提出すること。